

**米国・豪州向け来札促進プロモーション業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

2 業務名

米国・豪州向け来札促進プロモーション業務

3 業務の背景及び目的

札幌市では、滞在期間の長期化や観光消費額の増加を目的に、欧米豪市場を重点市場とした誘客に取り組んでいる。

日本政府観光局の発表によると、2024年度の訪日外客は過去最高、欧米豪の多くの国からの訪日外客も過去最高を記録しており、来札観光客数の近況に関しても、増加が著しい米国のほか、今冬からカンタス航空の直行便が再就航する豪州など、今後もさらなる観光需要拡大が期待できるところである。

こうした好機を捉えながら、観光庁が進める地方分散を推し進めるとともに、さらなる札幌・北海道への誘客の促進を図っていくことが重要である。

そこで、今回は訪日旅行の目的地を探す米国・豪州の訪日旅行検討層に対し、航空会社やオンライン旅行会社（以下、「OTA」とする）と連携したプロモーションを行うことで、札幌・北海道の旅行目的地としての興味関心の向上を図るとともに旅行需要を喚起し、誘客を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月13日（金）までの所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

(1) 対象市場及び対象者

ア 対象市場

米国、豪州

イ ターゲット層

下記①②の両方を満たすものであること。

① 訪日旅行検討者層

② ミレニアルズ*を中心とした中間層～モダンラグジュアリー層**

*1981年～1990年代前半頃までに生まれた世代。「モノ」より「コト」としての体験や経験等を好む。

**若い世代を中心に拡大を続けている高価なものより文化、本物、体験といったものに対して価値を見出す富裕層。

(2) プロモーションの概要

札幌・北海道への冬季及び春季の誘客を図ることを目的としたプロモーションを実施すること。

札幌・北海道の季節や自然の魅力を掛け合わせ、札幌の「都市」「食」「イベント」等の魅力を訴求し、札幌・北海道ならではの魅力を発信するとともに、下記6(3)のキャンペーンのプロモーションを行うこと。

なお、プロモーションにあたっては、航空会社やOTAと連携をし、ターゲット層に対し、効果的な接触を図れるよう露出を行うこと。

※航空会社・OTAのうちどちらかと連携があれば可とする。なお、両方との連携を妨げるものではない。

※誘客目標の時期は、来冬・来春及び再来冬・再来春とすること。

(3) キャンペーンの実施

札幌・北海道へ誘客を図る効果的なキャンペーンを企画・実施すること。また、キャンペーンには、札幌での宿泊や滞在期間の長期化を促すような仕掛けを講じること。

(4) Visit Sapporo との連携

当実行委員会が運営する海外向けの札幌市公式観光 SNS (Visit Sapporo) との連携の可能性についても検討し、目的の達成に向け、効果的な連携が可能である場合は、その連携内容を提案すること。なお、連携の内容については、契約候

補者選定後に、委託者と協議し、最終決定すること。

<Visit Sapporo>

Instagram（英語）：<https://www.instagram.com/visit.sapporo/>

Facebook（英語）：<https://www.facebook.com/visitsapporo.en/>

※SNSの連携にあたり発生する費用は本事業費に含めること。

(5) 実施結果の報告

業務完了期限までに、実施概要、実施結果及び効果をとりまとめて報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。なおこの結果は公表する場合がある。

(6) その他

ア 札幌は下記のブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、事業実施にあたっては、ブランドイメージを損なわないよう留意すること。

※ Sapporo, North Capital Backed by Nature

（通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト）

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができ、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しみを提供する。

Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

（冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト）

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しみを提供する。

イ 本業務における一切の成果物（コンセプト、デザイン、画像、映像、印刷物、報告書等）は、委託者が札幌市のプロモーションを目的とした範囲において、無償で二次利用や次年度以降のプロモーションに継続使用ができるように

調整を行うこと。

ウ 当該業務の実施にあたり、自らの責任において、事業に賛同する関連自治体や民間事業者から協賛金を募り、事業を拡大することができるものとする。ただしその場合の事業費の拡大部分は委託者との契約額に含めないものとする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。

(1) 実施方針

対象市場における海外旅行動向・訪日旅行動向・市場特性等について分析し、本事業実施にあたっての基本的な考え方、企画の特徴等を示すこと。

(2) ターゲット

上記(1)を踏まえ、6(1)に示す範囲でより具体的なターゲット層や対象エリア等の設定を行う場合は、その理由を示すこと。

(3) プロモーション内容

ア プロモーションの具体的内容

デザインやグラフィック、キャッチコピー、PRする具体的なコンテンツや情報、実施時期及び誘客を目指す時期等といったプロモーションの具体的な内容を示すこと。

イ プロモーションの媒体・手法等

プロモーションの具体的な媒体・手法を示すこと。

ウ Visit Sapporo との連携

プロモーションにおいて当実行委員会が運営する海外向けの札幌市公式観光 SNS (Visit Sapporo) を活用する場合には、その連携案を提案すること。

(4) キャンペーン内容

札幌・北海道への誘客を図るキャンペーンのテーマ・コンセプト、キャンペーン概要や全体像を示すこと。また、札幌での宿泊や滞在期間の長期化を促すための仕掛けについて、その内容を具体的に示すこと。

なお、当該キャンペーンにおいて特典を提供する場合には、特典の内容・数量・期間・仕組み等を具体的に示すこと。

(5) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

※ 本業務と連携して実施する他自治体・民間事業者のプロモーションなどがある場合はその事業の成果についても情報を得られるよう可能な限り調整を行うこと。なおその成果は6(5)のとおり公表する場合がある。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該事業に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)~(6)を満たす必要がある。
また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- ア 公募開始 令和7年8月6日(水)
- イ 参加申込書の提出期限 令和7年8月20日(水) 12時00分必着

ウ	企画提案書の提出期限	令和7年8月28日(木)	12時00分必着
エ	ヒアリングの実施	令和7年9月10日(水)	
オ	選定結果の通知	令和7年9月中旬	
カ	契約締結	令和7年9月中旬	

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局（札幌市観光・MICE推進部）へ郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

ア 参加申込書（様式1）1部

※札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない提案者は、参加申込書と合せ、「8参加資格要件」の表に記載するア～オの書面を必ず提出すること。

イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
- ・提案者の団体名称が記載されていないもの 12部

ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年8月15日（金）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上

で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)「米国・豪州向け来札促進プロモーション業務」質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針、ターゲット (7-(1)(2)関係)	実施方針やターゲットは、提案説明書の理解や対象市場の特徴への理解・分析に基づき、適切に策定されているか。	5
プロモーション内容 (7-(3)関係)	プロモーションの内容は、ターゲットに対し、効果的に札幌・北海道の魅力を訴求できるものとなっているか。	20
	プロモーションの媒体・手法等は、ターゲットに対し、効果的な露出が図れるものとなっているか。	20
キャンペーン内容 (7-(4)関係)	キャンペーン内容は、ターゲットの来札・来道への動機付けを図ることが期待できるものとなっているか。	25
	キャンペーンには、札幌での宿泊や滞在期間の長期化に繋がる効果的な仕掛けが講じられているか。	15

効果・目標の妥当性 (7-(5)関係)	効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-(6)関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-(7)関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 中西、小笠原
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp